

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改正後

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2400MHzから 2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
2445MHzから 2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注7 空中線電力は、 <u>100W以下に限る。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
5490MHz から 5690MHz まで	関東総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.4W以下	注8
	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下	注9
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注11

改正前

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2400MHzから 2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
5490MHz から 5690MHz まで	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下	注7
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注8
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注9

5650MHz から 5755MHz まで	関東総合通信 局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	注 12
5650MHz から 5830MHz まで	東北総合通信 局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	注 13
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注 3) 福岡県福岡市南区的場の区域に限る。

(注 4) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同市博多区竹下及び同市博多区美野島の区域に限る。

(注 5) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注 6) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注 7) 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地の区域に限る。

(注 8) 東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。

(注 9) 愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。

(注 10) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注 11) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注 12) 東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市菅生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。

(注 13) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。

5650MHz から 5830MHz まで	東北総合通信 局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	注 10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注 3) 福岡県福岡市南区的場の区域に限る。

(注 4) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同市博多区竹下及び同市博多区美野島の区域に限る。

(注 5) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注 6) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注 7) 愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。

(注 8) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注 9) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注 10) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。